

(略)

東京都監査委員	鈴 木 章 浩
同	小 山 くにひこ
同	茂 垣 之 雄
同	松 本 正一郎
同	後 藤 靖 子

令和 6 年 1 月 5 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

本件請求において、請求人は、警視総監が東京都情報公開条例（平成 1 1 年東京都条例第 5 号。以下「情報公開条例」という。）に基づく公文書の開示を郵送により行う場合に、東京都事務手数料条例（昭和 2 4 年東京都条例第 3 0 号。以下「手数料条例」という。）に基づき、開示請求者から返信用封筒に相当する金額を徴収することを怠っているとして、東京都公安委員会に対し、開示請求者から返信用封筒に相当する金額を徴収するよう警視総監に指示することなどを求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当に公金の賦課・徴収を怠る等の財務会計上の行為等があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

情報公開条例は、公文書の開示を請求する都民の権利とともに、都が都政に関し都民に説明する責務を果たさなければならないことを明らかにしており（第 1 条）、都におけ

る公文書の開示に関する事務については、同条例で定める各実施機関がそれぞれ行うこととされている。警視総監は、情報公開条例における実施機関として位置付けられ（第2条第1項）、同条例に基づいて当該事務を行っている。

情報公開条例によると、公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により行い（第16条第1項）、写しの交付の方法により公文書の開示を行うときは、同条例所定の開示手数料を徴収することとされている（第17条第1項）。

また、手数料条例によると、法第227条の規定による都の手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところにより、これを徴収することとされ（第1条）、法第227条の規定に基づき手数料を徴収する事務を処理するため、郵送料その他の費用（以下「郵送料等」という。）が生じた場合には、これを徴収することとされ（第2条第2項）、当該郵送料等の額は、実費に相当する額とすることとされている（第3条第2項）。

請求人は、都は、手数料条例に基づき、原則として、返信用封筒に相当する金額の徴収又は同封筒の提供を求めているにもかかわらず、警視総監が情報公開条例に基づく公文書の開示を郵送で行う場合のみ、かかる金額を徴収しないことは、手数料条例の解釈、適用及び執行に係る法的安定性の観点から首肯できるものではなく、不当に公金の徴収を怠る事実にあたると主張する。

この点、裁判例によると、法第242条第1項にいう「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」については、公金の賦課又は徴収をするためには法令上の根拠が必要であるところ、これを欠く場合には、そもそも公金を賦課又は徴収することができないのであるから、「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」があるとは言えないとされている（大阪地方裁判所平成15年4月17日判決参照）。

これを本件についてみると、法第227条に基づく手数料に関する事項については条例で定めなければならないものとされており（法第228条第1項参照）、また、手数料が住民に財政的負担や義務を課するものであることから、手数料条例第2条第2項の「法第227条の規定に基づき手数料を徴収する事務」とは、条例の規定を根拠とするものをいうものと解されるところ、公文書の写しを郵送により送付することは、開示請求者の求めに応じて行うものであり、情報公開条例に基づく事務手続ではない。

また、請求人は、第47回東京都情報公開・個人情報保護審議会議事録の記載を根拠に、情報公開条例に基づく開示は手数料条例第2条第2項の「法第227条の規定に基づき手数料を徴収する事務」に当たり、情報公開条例に基づく開示に係る郵送料等について定めた法令は手数料条例第2条及び第3条以外に存在しないから、これらの規定は

本件に適用されると主張する。この点、公文書を開示すること自体及びこれに係る開示手数料については、情報公開条例に具体的な定めがあるが、上記のとおり、郵送による公文書の写しの送付に関する事務については、同条例に特段の定めがない以上、上記の「法第227条の規定に基づき手数料を徴収する事務」(手数料条例第2条第2項)に含まれるものと解することはできない。

以上のとおり、郵送による公文書の写しの送付について、開示請求者に対して返信用封筒の提供又は返信用封筒相当額の金銭の納付を求めることが財政的負担や義務を課するものであるにもかかわらず、これに関する法令上の根拠が明確であると言えないことから、上記の裁判例に鑑みれば、その提供又は納付を求めないことが公金の徴収を怠る事実にあたると解することはできず、請求人の上記主張は、都の財務会計上の事柄を摘示したものとは言えない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。